

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城野心理臨床センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を仙台市宮城野区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、心理的な支援を要する人に対して、心理面接をはじめとする心理臨床実践を行い、心理臨床に関する資質の向上を目指すとともに、人々の心の健康の保持向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 心理支援を必要とする方に対する面接(カウンセリング)及び心理査定などの心理臨床業務
2. 心理療法及び心理検査に関する研修事業
3. 心理臨床業務を実施する施設の運営・管理
4. 前各号に附帯する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人または被保佐人になったとき。
2. 除名されたとき

(退社)

第8条 社員は次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員本人の退社の申し出があったとき。ただし、退社の申し出は、1ヶ月以上前にするものとする。
2. 死亡
3. 総社員の同意
4. 社員総会の決議による除名

第3章 社員総会

(開催)

第9条 社員総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- ② 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- ③ 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- ④ 社員総会を招集するときは、開会日の2週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

(議決権)

第12条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第13条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

② 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設定)

第15条 当法人に理事3名を置く。

② 理事のうち1名を代表理事1名とする。

(役員を選任)

第16条 当法人の理事は、社員総会の決議によって選任する。

② 代表理事は、理事の互選により、理事の中から選定する。

③ 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

② 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第20条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第21条 代表理事又は理事は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

1.事業報告 2.貸借対照表 3.損益計算書(正味財産増減計算書)

(剰余金分配の制限)

第22条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第23条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第24条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年8月31日までとする。

(設立時社員)

第27条 当法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

岩寺 良太 大島 進吾 白井 真理

(設立時の理事)

第28条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

岩寺 良太 大島 進吾 白井 真理

令和1年12月6日

上記設立時社員3名の定款作成代理人

仙台市青葉区二日町15番7号 司法書士法人 明日葉社員 伊東正人